

第14回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和3年7月26日(月) 午前9時50分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

3 日程

- 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 業務報告について
日程第 4 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
日程第 5 議案第 2号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について
日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
日程第 7 議案第 4号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
日程第 8 議案第 5号 農地のあっせんについて
日程第 9 報告第 1号 第3回農地小委員会の報告について
日程第 10 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
日程第 11 報告第 3号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員

農業委員	推進委員
1 番委員 駿河 信一	藤村 与志夫
2 番委員 太田 豊	幅 和弥
3 番委員 新田 義修 (リモート)	
4 番委員 佐藤 恵一郎	
5 番委員 武田 美紀 (リモート)	
6 番委員 高橋 敏彦 (リモート)	
7 番委員 吉清水 秀明	
8 番委員 大森 泰英	
9 番委員 齊藤 新一	

5 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
〃	主任主査	細川 直樹
〃	主 査	高橋 昂希
〃	主 任	武田 裕雅

開会時刻 令和3年7月26日（月） 午前9時50分

議長 只今の出席農業委員は9名であります。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては、4番佐藤恵一郎委員と5番武田美紀委員を指名します。
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第14回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和3年6月25日から令和3年7月26日までの分を報告させていただきます。資料は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第13回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを補足説明いたします。案件は1件です。議案書は5ページから7ページをご覧ください。
整理番号1番は、農振農用地区域ではありますが、農地法の規定では農業振興地域整備計画の達成に支障がないと判断される場合には、農振農用地区域の農地であっても3年以内の一時転用であれば認められるとされていることに基づいた案件となります。
当該農地の南端部分に電気通信事業法に基づき認定電気通信事業者

が中継施設、いわゆる携帯電話基地局を設置することに伴い、工事用の仮設用地として約3か月間使用するというものでありますので、許可相当の意見になるものと見られるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、高橋敏彦農業委員、藤村与志夫推進委員、幅和弥推進委員が行っております。
本案件の現地調査報告を高橋農業委員にお願いします。

高橋農業委員 6番の高橋です。それでは、私の方から議案第1号について、令和3年7月14日に藤村与志夫推進委員と幅和弥推進委員の3人により現地調査を実施しましたので報告いたします。
整理番号1番の申請地の位置は、岩手銀行滝沢支店より南東へ約300メートルのところにあります。周囲の状況は、東側は道路及び水路を挟み宅地、西側は農地、南側は水路及び道路を挟み宅地、北側は水路を挟み農地となっております。以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第2号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを補足説明いたします。こちらの案件は1件です。議案書は9ページから11ページをご覧ください。

整理番号1番ですが、当時の譲受人が子の通学に至便となる場所への住宅建築を目的に平成4年7月29日に農地法5条の許可を得て土地を取得いたしました。譲受人の子が親類宅への下宿による通学に変更となったことから住宅建築が見送りとなり、その後事業に着手する

ことなく現在に至っているものでございます。

今回、不動産業者の仲介を経て、近接地に事業所を有する事業承継者が事業の効率化を図るため再利用資材の置場を設置するため、転用事業計画の変更の申し出があったものです。

農地転用の対象となる面積は277平方メートルですが、計画されている資材置場が宅地、雑種地及び原野の4筆にまたがるため、事業面積としては4筆分の471.26平方メートルで説明をしております。

農地法では、転用事業計画を達成することが困難と認められる事案について、当初の事業計画者が許可目的の変更を希望するときは、当初の事業計画者に代わって転用を希望する者があるときについては事業計画変更の承認手続きを行い、議案書にある意見書の2の①から⑥までの6つの要件を満たす場合には承認することができることとなっております。

なお、事業計画変更の承認後は、改めて農地法5条の許可申請が提出され、その許可をもって承認された計画変更後の事業に着手することができる流れとなっております。

本案件の場合は、意見書のとおり要件6つを全て満たしていると考えられますことから、承認されることに問題はないものと見られるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を高橋農業委員にお願いします。

高橋農業委員 6番の高橋です。それでは、引き続き私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、小岩井駅より東へ約300メートルのところにあります。周囲の状況は、東側及び西側は宅地、南側は鉄道用地、北側は道路を挟んで宅地及び原野となっております。以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは議案第3号について、補足説明させていただきます。議案書は13ページをご覧ください。

案件は、貸借の案件が1件、売買が1件の計2件となっております。

整理番号1番につきましては、隣を耕作している者に利用権の設定をする案件となっております。本件は、地域の農業委員に調整を図っていただきました。なお、農地所有者及びその妻は既に死亡しており、相続権者である子4名のうち、過半以上である3名より同意をいただいたことで貸借の手続きが可能となりました。以上、整理番号1番は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます

整理番号2番は、農地中間管理機構を活用した売買となっております。今回の総会におきまして、所有者から農地中間管理機構に売り渡し、可決されれば、来月の総会におきまして農地中間管理機構から買受者に売り渡す案件が上程される予定となっております。なお、買受予定者は市内の認定農業者でありまして、本農地の隣を耕作しているため、一体的な利用が可能となる見込みでございます。この案件につきましては地域の推進委員が調整を図っていただき成立したものとなっております。今回の農地所有者は、今年限りで廃業をする予定でありまして、所有する農地は地域の推進委員が売り渡す人等を調整中であり、今後案件として上程される予定となっております。本件に関しては、農地中間管理機構の利用権の設定のため、調査書の添付をしておりません。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は幅推進委員にお願いします。

幅推進委員 推進委員の幅です。それでは、私の方から整理番号1番及び2番について、ご報告申し上げます。

整理番号1番及び2番の農地につきましては、広く農地として活用されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添の農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第3号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

駿河農業委員 1番、駿河です。整理番号1番の件につきまして、現在の所有者は4名で権利を有しているということでございますけれども、こちらの農家は他にも隣接して農地を所有しておられます。そういった部分も含めながらですね、全体的に管理してきているものなのか、一部だけ貸すことによって他の農地がどうなるのかといったところの状況について、しっかり調査されているのかについて確認したいと思います。

高橋主査 本農地の所有者、代表として1名の方と主にやりとりをさせていただいていたのですが、今回の案件の農地の隣にも所有している農地がございます。そちらにつきましては、この相続した現所有者の方々達で草刈りをして管理をするということは確認済みでございます。また、他の場所にも農地を所有しておられますけれども、そちらの方はしばらく手が付けられていなかったというようにお話しされておまして、今回の農地パトロールの対象農地になる可能性もあるところではあります。事務局の方から適正な管理の方はお願いをしたところでございます。

駿河農業委員 はい分かりました。ただですね、この農家につきましては適切な管理をされているという報告がありましたけれども、我々から見ていると、もう少し管理の徹底が必要ではないかと思われましたので、それらも含めながら、もしその農家が耕作できないのであれば、一括して貸すというようなことも必要ではないかと思われましたので、意見として申し上げたところです。状況については了解いたしました。

高橋主査 ありがとうございます。今回の権利の設定を受ける側、借りる側の農地につきましては、適正に管理されていることは確認済みでしたが、この農地所有者が所有している他の農地の管理につきましては、地域の農業委員さん、推進委員さんと調整のうえ適正な管理をお願いしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は3件です。議案書は17ページから

20ページをご覧ください。

整理番号1番は、農地法所定の許可を得ていることから、証明することに問題はないものと考えられます。

整理番号2番及び3番は、農地でなくなってから20年以上経過しているものでありまして、要領に基づき判断しますと、証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村推進委員 推進委員の藤村でございます。それでは、私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたのでご報告申し上げます。

整理番号1番の申請地の位置は、小岩井駅より南へ約220メートルのところでございます。周囲の状況は、東側及び北側は道路を挟み宅地、西側は雑種地、南側は農地になっており、現地は、雑木が繁茂し、山林のような状況となっております。以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、すでに農地性はないものと見受けられました。

続きまして、整理番号2番の申請地の位置は、大釜駅より西へ約340メートルのところでございます。周囲の状況は、東側は農地、西側は道路を挟み農地、南側は宅地、北側は水路を挟み農地になっており、現地は、庭や家庭菜園など、宅地の一部となっております。以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、すでに農地性はないものと見受けられました。

整理番号3番の申請地の位置は、滝沢ふるさと交流館より北へ約2.1キロメートルのところにあります。周囲の状況は、東側は県道、西側は宅地、南側は市道、北側は通路を挟み農地になっており、現地は、砂利が敷かれ集合住宅の通路として、雑種地となっております。以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、すでに農地性はないものと見受けられました。

以上でご報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農地のあっせんについてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査 議案第5号、農地のあっせんにつきましては農地の借受が1件でございます。議案書は22ページをご覧ください。

議長 暫時、休憩します。

(10時17分休憩)

(10時19分再開)

議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第5号、整理番号1番について、あっせんすることに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって議案第5号、整理番号1番については、あっせんすることに決定しました。

議長 暫時、休憩します。

(10時20分休憩)

(10時21分再開)

議長 整理番号1番のあっせん委員につきましては、武田美紀農業委員、吉清水一之推進委員、長嶺敏彦推進委員の3名の方をあっせん委員とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、議案第5号、整理番号1番のあっせん委員につきましては、以上の3名の方をあっせん委員とすることに決定しました。

議長 日程第9、報告第1号、第3回農地小委員会の報告について、農地小委員会吉清水委員長より報告をお願いします。

吉清水委員長 農地小委員会の委員長、吉清水です。それでは、私の方から第3回農地小委員会の結果をご報告します。議案書は24ページをご覧ください。

い。

6月29日に農地小委員会委員8名と事務局職員で、令和3年度滝沢市農地パトロール実施計画について協議いたしましたので、その協議結果についてご報告いたします。

今回の農地パトロールは、タブレットを活用し5班体制で行うこと、今回農地の判定区分が変更されることに伴い推進会議で判定レベルを合わせることにし、実施結果検討会は開催せず、結果報告会に一本化することにしました。

また、農業会議からあつせんのあったポロシャツを互助会で購入し、着用することにしました。

意見といたしましては、密を避けるためにも、7班体制で行うのが理想であり、そのためにタブレットを増やしてほしいという意見や、現地調査動画を撮影し、後からでも見直すことができるようにユーチューブにあげてほしい、という意見が出ました。

協議の結果、原案のとおりとすることに異議なく承認されました。

以上で、第3回農地小委員会の報告といたします。

議長

日程第10、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告、及び日程第11、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書25ページからのとおりとなっておりますので、ご確認願います。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、第14回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和3年7月26日 午前10時25分

議 長

会議録署名人 4 番委員

会議録署名人 5 番委員

これは原本である。

令和3年7月26日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一